

医療事故調査委員会創設への提案

平成 21 年 4 月 22 日

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

全国医学部長病院長会議
大学病院の医療事故対策に関する委員会
委員長 嘉山 孝正

1, 医療事故調査機関は、国際的基準で創設されるべきである。先進国で日本だけが国際基準を無視している。世界保健機関（WHO）から医療事故調査機関に関する勧告が行われるような事態になれば日本は先進国の名に値せず、大変遺憾である。

注) WHO DRAFT GUIDELINES FOR ADVERSIVE EVENT REPORTING AND LEARNING SYSTEMS 2005

2, 東京を含め全国で医師が不足している現時点で実現可能な事故調査委員会の創設につき、以下のごとく提案する。

各地において、医療事故調査を行うことが可能な大学（医学部）附属病院があれば、まずそれを用いるべきである。既に、大学（医学部）附属病院は院内に医療事故調査委員会をもち、実際に医療事故調査をしており、その結果を厚生労働省の管轄である日本医療機能評価機構へ報告している。また、日本医療機能評価機構は大学（医学部）附属病院および全国の病院から報告された事例を分析し、再発予防対策を検討している。医療事故調査委員会を設置できないような小規模の病院での医療事故調査は、その地区の大学（医学部）附属病院の医療事故調査委員会に委託することを提案する。

3, 医師法 21 条の条文は制定（昭和 23 年）以来改正されていないにも関わらず、実務上の運用により単純な医療関連死にも適用されかねないおそれが生じたために混乱が起きている。医療関連死と変死とを切り離して考えるべきである。

刑法 211 条の業務上過失致死傷罪に関しては、交通死亡事故の場合と異なり、通常の医療関連死について問われるべきではない。自然科学に基づいて行われる医療行為、すなわち患者の病態や患者が有する個別の危険性は不確定要素が多く、診療行為自体にも不可避免的に合併症等の危険性をはらむなかで行われる医療行為について、刑法上求められる注意義務は明確ではなく、かつ望ましくない結果から行為の過失を推測することも不適切なので、刑事罰の対象とすることは不適切である。交通事故死の大部分は運転者に法令違反等の注意義務違反の存在が明らかであり、刑事処分が相当である。一方、不幸な転機を辿った患者がいたとしても、担当医が法を犯した結果ではない。従って、国際基準では通常、医療関連死を業務上過失致死傷罪として起訴することはない。

勿論、故意により患者の生命や身体を損ねた場合や、事故に際して隠蔽、改竄行為があった場合には、厳重な刑事処分を受けるべきであることは論を待たない。

付1) 大学(医学部)附属病院の調査委員会が公正で、真に国民の信頼を得るものであるために、附則として各大学医学部長および病院長へ以下の勧告を行う。

付2) 各大学(医学部)附属病院の医療事故調査に関するアンケートを実施し、その結果を報告する。